

第8号(令和元年7月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**[規則]**

- △ 横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則【道路局施設課】 3
- △ 横浜市収入証紙条例施行規則を廃止する規則【会計室会計管理課】 6

**[告示]**

- △ 公印の廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 7
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定【健康福祉局医療援助課】 11
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更【健康福祉局医療援助課】 12
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の廃止【健康福祉局医療援助課】 13
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定【健康福祉局障害企画課】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 15
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】 18
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 19
- △ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】 20
- △ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】 21
- △ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】 22
- △ 車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定【道路局管理課】 23
- △ 車両制限令第3条第4項の規定に基づく道路の指定【道路局管理課】 25
- △ 同 【道路局管理課】 26

**[公告]**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 29
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 31
- △ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】 33
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 34
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 35

△ マンション建替組合の理事長の氏名及び住所【建築局住宅再生課】	36
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	37
△ 同【建築局調整区域課】	38
△ 同【建築局調整区域課】	39
△ 同【建築局調整区域課】	40
△ 同【建築局調整区域課】	41
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	42
△ 同【建築局調整区域課】	43
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	44
【区告示】	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】	45
△ 同【南区地域振興課】	46
△ 同【戸塚区地域振興課】	47
△ 同【戸塚区地域振興課】	48
【教育委員会】	
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	49
【市選挙管理委員会】	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	50
【正誤】	52

規 則

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第14号

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「定めるとおり」を「定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

別表第1の1の表横浜市ポートサイド地下駐車場の項中

「

10分までごとに100円
20分までごとに100円
1回の利用につき、500円
午前6時から午前7時までにあっては20分までごとに100円とし、午前7時から午後12時までにあっては10分までごとに100円とし、1回の利用につきこれらの合計額が2,000円を超えるときは、2,000円

を

」

「

20分までごとに210円
30分までごとに160円
1回の利用につき、520円
午前6時から午前7時までにあっては30分までごとに160円とし、午前7時から午後12時までにあっては20分までごとに210円とし、1回の利用につきこれらの合計額が2,100円を超える

に、「25,700円」を「26,100円

ときは、2,100円
------------

」に改め、同表横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場の項中「15分」を「30分」に、「100円」を「210円」に、「30分」を「60分」に、「1,300円」を「1,400円」に、「25,700円」を「26,100円」に改め、同表横浜市日本大通り地下駐車場の項中「12分」を「15分」に、「100円」を「130円」に、「24分」を「30分」に、「1,800円」を「1,900円」に、「33,900円」を「34,500円」に改め、同表横浜市馬車道地下駐車場の項中「15分」を「30分」に、「100円」を「210円」に、「30分」を「60分」に、「1,300円」を「1,400円」に、「30,800円」を「31,300円」に改め、同表横浜市福富町西公園地下駐車場の項中

30分までごとに200円
--------------

30分までごとに100円
--------------

午前零時から午前7時までにあつては30分までごとに100円とし、午前7時から午後12時までにあつては30分までごとに200円とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,200円を超える入場から12時間までごとに区切った利用時間にあつては、当該利用時間ごとにつき1,200円
---

を

30分までごとに210円
--------------

60分までごとに210円
--------------

午前零時から午前7時までにあつては60分までごとに210円とし、午前7時から午後12時までにあつては30分までごとに210円とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,300円を超える入場から12時間までごとに区切った利用時間にあつては、当該利用時間ごとにつき1,300円
---

に、「28,700円」を「29,200円

」に、「23,600円」を「24,000円」に改め、同表横浜市山下町地下駐車場の項中「12分」を「15分」に、「100円」を「130円」に、「24分」を「30分」に、「2,000円」を「2,100円」に、「33,900

円」を「34,500円」に改める。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の駐車及び定期駐車券の発行に係る駐車料金について適用し、同日前の駐車及び定期駐車券の発行に係る駐車料金については、なお従前の例による。

横浜市収入証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第15号

横浜市収入証紙条例施行規則を廃止する規則

横浜市収入証紙条例施行規則（昭和39年3月横浜市規則第28号）  
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年1月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後に横浜市収入証紙条例を廃止する条例（平成31年3月横浜市条例第19号）附則第2項の規定により使用され、又は同条例附則第3項の規定により現金と引き換えられた収入証紙に係る取扱いについては、会計管理者が別に定める。

告 示


横 浜 市 告 示 第 143 号

公 印 の 廃 止

次 の と お り 公 印 を 廃 止 す る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 区 長 印 ( 行 政 サ ー ビ ス コ ー ナ ー 専 用 ( 81 - 01 ) )	令 和 元 年 8 月 1 日	 <p>( 方 21 ミ リ メ ー ト ル )</p>

横浜市告示第 144 号

児童福祉施設の設置認可

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する児童福祉施設として、次のとおり設置を認可した。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

認可年月日	平成31年3月29日
設置年月日	平成31年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	明日葉保育園綱島園
設置者	株式会社明日葉
代表者	代表取締役 大 隈 太嘉志
施設長	仁 平 由希子
規模（延床面積）	365.52 m <sup>2</sup>
定員	60人
所在地	港北区綱島東三丁目1番4号



## 横 浜 市 告 示 第 145 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ス タ ー チ ャ イ ル ド 《 大 倉 山 ナ ー サ リ ー 》
設 置 者	ヒ ュ ー マ ン ス タ ー チ ャ イ ル ド 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 川 下 裕 左
施 設 長	高 橋 光 代
規 模 （ 延 床 面 積 ）	378.02 m <sup>2</sup>
定 員	63 人
所 在 地	港 北 区 師 岡 町 1,184 番 地 の 1

## 横 浜 市 告 示 第 146 号

## 児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

認 可 年 月 日	平 成 31 年 3 月 29 日
設 置 年 月 日	平 成 31 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ス タ ー チ ャ イ ル ド ≪ 鴨 居 ナ ー サ リ ー ≫
設 置 者	ヒ ュ ー マ ン ス タ ー チ ャ イ ル ド 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 川 下 裕 左
施 設 長	舘 野 恵 美
規 模 （ 延 床 面 積 ）	375.65 m <sup>2</sup>
定 員	63 人
所 在 地	緑 区 鴨 居 一 丁 目 9 番 14 号

横浜市告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年7月1日	元町リード薬局	中区元町1丁目34番地	薬局
同	ハックドラッグ 横浜根岸薬局	磯子区西町12番12号	同
同	イオン薬局駒岡店	鶴見区駒岡五丁目6番1号	同
同	ファーマライズ 薬局元久保坂の上店	西区元久保町7番36号	同
同	ヒロ調剤薬局	中区本郷町2丁目42番地	同
同	ヨコハマ調剤薬局	鶴見区矢向二丁目17番8号	同

横浜市告示第 148 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 4月30日	ホケン薬局	(新) 神奈川区大口通56番地の16	薬局
		(旧) 神奈川区大口通56番地の6	
令和元年 5月1日	(新) すいか薬局	旭区二俣川2丁目22番地の1	同
	(旧) ふたば薬局二俣川店		
令和元年 6月1日	(新) マスカット薬局鶴見店	鶴見区東寺尾北台4番9号	同
	(旧) すずらん薬局鶴見店		

横 浜 市 告 示 第 149 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 業 務 を 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
平成31年 4月30日	元町リード薬局	中区元町1丁目34番 地	薬局

横浜市告示第 150 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として、次のとおり指定した。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年7月1日	松岡クリニック	緑区中山一丁目5番8号	病院又は診療所
同	せや在宅クリニック	瀬谷区中央12番地の14	同
同	医療法人社団平郁会 みんなの天王町クリニック	保土ヶ谷区天王町2丁目38番地の3	同
同	ハックドラッグ 横浜根岸薬局	磯子区西町12番12号	薬局
同	ファーマライズ 薬局 元久保坂の上店	西区元久保町7番36号	同
同	アイセイ薬局 磯子店	磯子区森一丁目9番1号	同
同	看護クラーク 保土ヶ谷	保土ヶ谷区東川島町16番地の10	訪問看護

横浜市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和元年7月1日	土屋訪問介護事業所 よこはま	神奈川区台町16番地の1	行動援護
同	訪問介護事業所 シュナのいえ	神奈川区菅田町892番地の2	居宅介護、重度訪問介護
同	タキオングリーン ト	保土ヶ谷区今井町536番地の4	就労定着支援
同	介護クラーク保土ヶ谷	保土ヶ谷区東川島町16番地の10	居宅介護
同	訪問介護本舗 結	金沢区釜利谷東二丁目7番14号	居宅介護、重度訪問介護
同	横浜市福祉サービス協会 訪問介護看護かなざわ	金沢区泥亀一丁目17番15号	居宅介護、重度訪問介護
同	訪問介護ステーション さくらのうち	戸塚区汲沢八丁目4番6号	居宅介護、重度訪問介護
同	フォーシーム	戸塚区吉田町1,235番地	共同生活援助

横浜市告示第 152 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和元年 7月1日	指定特定オツテ イモ相談支援事 業所	金沢区寺前二丁目26 番15号	地域移行支援 、地域定着支 援



横 浜 市 告 示 第 153 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 20 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林

文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 者 の 所 在 地
令 和 元 年 7 月 1 日	た っ ち ほ ど が や	保 土 ヶ 谷 区 仏 向 町 1,600 番 地 の 2

横浜市告示第 154 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年 7 月 25 日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和元年 6月30日	ぴいすサポート	南区大橋町2丁目37番地	同行援護
令和元年 7月20日	横浜障がい者サポートセンター ぽれぽれ	都筑区佐江戸町 509 番地の 6	重度訪問介護
令和元年 7月31日	ヘルパーステーション にじいろ	旭区東希望が丘 236 番地の 4	同行援護
同	森の庭	磯子区森三丁目3番17号	就労移行支援

横浜市告示第 155 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

保存すべき緑地	指 定 地 域	指 定 期 間
称名寺市民の森	金沢区金沢町 202 番 の一部、217 番の 6 、227 番の 17 及び 22 9 番 金沢区谷津町 104 番 、105 番、105 番の 2、128 番の 3、12 9 番の 4 及び 129 番 の 5	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで
矢指市民の森	旭区矢指町 1,232 番 の 1、1,796 番及び 1,811 番の 5	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで
中田宮の台市民 の森	泉区中田北三丁目 3, 390 番の 1 の一部	平成 31 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第156号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入しなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文子

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入しなければならない区域	供用開始年月日
分流式	旭区桐が作、四季美台及び中希望が丘の各一部 金沢区富岡東五丁目の一部 港北区小机町及び篠原町の各一部 緑区鴨居町及び北八朔町の各一部 青葉区市ヶ尾町の一部 都筑区大榎町、佐江戸町及び東山田町の各一部 戸塚区戸塚町の一部 栄区小菅ヶ谷四丁目の一部 泉区和泉中央北二丁目及び和泉町の各一部	令和元年7月25日

横浜市告示第157号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千代田1番地	旭区桐が作の一部	令和元年7月25日
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	金沢区富岡東五丁目の一部	
横浜市環境創造局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区小机町及び篠原町の各一部 緑区鴨居町の一部 都筑区大圃町及び東山田町の各一部	
横浜市環境創造局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	旭区四季美台及び中希望が丘の各一部 緑区北八朔町の一部 青葉区市ケ尾町の一部 都筑区佐江戸町の一部	
横浜市環境創造局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	泉区和泉中央北二丁目及び和泉町の各一部	
横浜市環境創造局栄第一水再生センター	栄区小菅ケ谷二丁目5番1号	栄区小菅ケ谷四丁目の一部	
横浜市環境創造局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区戸塚町の一部	

## 横 浜 市 告 示 第 158 号

## 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

南 区 別 所 四 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、  
合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方  
式 を 、 分 流 式 か ら 合 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ない  
区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供  
す る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横浜市告示第159号

車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路として次の市道を指定する。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文子

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	起終点
汐入町 第65号線	鶴見区小野町61番の6地先から 同区弁天町2番地先まで
宝町 第4号線	神奈川区宝町6番地先から 同区同町5番の1地先まで
宝町 第5号線	神奈川区恵比須町8番の4地先から 同区同町7番の3地先まで
宝町 第6号線	鶴見区大黒町36番の19地先から 同区同町同番の14地先まで
宝町 第7号線	鶴見区大黒町36番の22地先から 同区同町31番の2地先まで
宝町 第8号線	鶴見区大黒町43番の19地先から 同区同町同番の13地先まで
大黒町 第1号線	鶴見区大黒町45番の18地先から 同区同町同番の29地先まで
大黒町 第2号線	鶴見区大黒ふ頭12番の14地先から 同区同15番の1,401地先まで
大黒ふ頭 第1号線	鶴見区大黒ふ頭15番の513地先から 同区同12番の1地先まで
大黒ふ頭 第2号線	鶴見区大黒ふ頭15番の1,629地先から 同区同同番の1,403地先まで
大黒ふ頭 第3号線	鶴見区大黒ふ頭15番の630地先から 同区同同番の606地先まで
小野末広線	鶴見区小野町61番の6地先から 同区末広町1丁目8番の4地先まで
山下町 第160号線	中区新山下二丁目3番の4地先から 同区新山下一丁目2番の14地先まで
新山下 第3号線	中区新山下三丁目7番の21地先から 同区同同番の211地先まで
新山下	中区新山下三丁目7番の118地先から

第12号線	同区同 同番の89地先まで
新山下 第35号線	中区新山下三丁目7番の165地先から 同区同 同番の198地先まで
新山下 第36号線	中区新山下三丁目8番の10地先から 同区同 7番の49地先まで
新山下 第37号線	中区新山下三丁目7番の95地先から 同区本牧ふ頭6番の1地先まで
新山下 第38号線	中区新山下三丁目7番の32地先から 同区本牧ふ頭6番の1地先まで
新山下 第39号線	中区本牧ふ頭5番の362地先から 同区同 同番の6地先まで
新山下 第40号線	中区本牧ふ頭5番の1地先から 同区新山下三丁目7番の130地先まで
新山下 第41号線	中区本牧ふ頭8番の55地先から 同区同 6番の159地先まで
豊浦町 第51号線	中区かもめ町69番の1地先から 同区同 町70番の4地先まで
磯子 第301号線	磯子区磯子二丁目1,694番の2地先から 同区新磯子町30番の8地先まで
磯子 第341号線	磯子区新磯子町8番地先から 同区同 町25番地先まで
磯子 第342号線	磯子区新磯子町10番の1地先から 同区同 町6番の6地先まで
磯子 第368号線	磯子区新磯子町11番の4地先から 同区同 町8番地先まで
磯子 第371号線	磯子区新磯子町19番の4地先から 同区同 町37番の2地先まで
鳥浜 第1号線	金沢区鳥浜町11番の13地先から 同区同 町同番の2地先まで
鳥浜 第4号線	金沢区鳥浜町4番の8地先から 同区同 町6番の1地先まで
鳥浜 第7号線	金沢区白帆5番の6地先から 同区同 4番の1地先まで
鳥浜 第9号線	金沢区鳥浜町4番の1地先から 同区同 町2番の52地先まで

2 指定する期日  
令和元年7月31日



横 浜 市 告 示 第 160 号

車 両 制 限 令 第 3 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 道 路 の 指 定  
 車 両 制 限 令 ( 昭 和 36 年 政 令 第 265 号 ) 第 3 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ  
 き、国 際 海 上 コ ン テ ナ の 運 搬 用 の セ ミ ト レ ー ラ 連 結 車 の 重 量 及 び 長  
 さ の 最 高 限 度 を 引 き 上 げ る 道 路 と し て 次 の 県 道 を 指 定 す る。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 指 定 す る 道 路 の 路 線 名 及 び 区 間

路 線 名	起 終 点 点
東 京 大 師 横 浜	鶴 見 区 寛 政 町 96 番 の 4 地 先 か ら 同 区 生 麦 三 丁 目 441 番 の 1 地 先 ま で

2 指 定 す る 期 日

令 和 元 年 7 月 31 日

横浜市告示第 161 号

車両制限令第 3 条第 4 項の規定に基づく道路の指定  
 車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の市道を指定する。

令和元年 7 月 25 日

横浜市長 林 文 子

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	起 終 点
鶴見 第 337 号線	鶴見区弁天町 3 番の 3 地先から 同 区 同 町 10 番の 6 地先まで
鶴見 第 340 号線	鶴見区寛政町 15 番の 2 地先から 同 区 安善町二丁目 3 番の 2 地先まで
汐入町 第 32 号線	鶴見区小野町 52 番の 3 地先から 同 区 弁天町 2 番の 2 地先まで
汐入町 第 65 号線	鶴見区小野町 61 番の 6 地先から 同 区 弁天町 2 番地先まで
宝町 第 4 号線	神奈川区宝町 6 番地先から 同 区 同 町 5 番の 1 地先まで
宝町 第 5 号線	神奈川区恵比須町 8 番の 4 地先から 同 区 同 町 7 番の 3 地先まで
宝町 第 6 号線	鶴見区大黒町 36 番の 19 地先から 同 区 同 町 同 番の 14 地先まで
宝町 第 7 号線	鶴見区大黒町 36 番の 22 地先から 同 区 同 町 31 番の 2 地先まで
宝町 第 8 号線	鶴見区大黒町 43 番の 19 地先から 同 区 同 町 同 番の 13 地先まで
大黒町 第 1 号線	鶴見区大黒町 40 番の 3 地先から 同 区 同 町 同 番の 29 地先まで
大黒町 第 2 号線	鶴見区大黒ふ頭 12 番の 14 地先から 同 区 同 15 番の 1,401 地先まで
大黒ふ頭 第 1 号線	鶴見区大黒ふ頭 15 番の 513 地先から 同 区 同 12 番の 1 地先まで
大黒ふ頭 第 2 号線	鶴見区大黒ふ頭 15 番の 1,629 地先から 同 区 同 同 番の 1,403 地先まで
大黒ふ頭 第 3 号線	鶴見区大黒ふ頭 15 番の 630 地先から 同 区 同 同 番の 606 地先まで
大黒橋通	鶴見区生麦二丁目 2,036 番の 68 地先から 同 区 大黒町 39 番の 3 地先まで

小野末広線	鶴見区小野町61番の6地先から 同区末広町1丁目8番の4地先まで
片倉 第393号線	神奈川区三枚町619番の1地先から 同区羽沢町5番の1地先まで
峰沢 第2号線	神奈川区三枚町613番の1地先から 同区羽沢町83番の2地先まで
子安守屋町線	神奈川区守屋町三丁目11番の7地先から 同区恵比須町1番の3地先まで
新興通	神奈川区恵比須町9番の7地先から 鶴見区大黒町18番の1地先まで
山下本牧磯子線	中区山下町20番の3地先から 同区新山下一丁目1番の10地先まで
山下町 第39号線	中区山下町279番の22地先から 同区本牧ふ頭1番の18地先まで
山下町 第160号線	中区新山下二丁目3番の4地先から 同区新山下一丁目2番の14地先まで
新山下 第3号線	中区新山下三丁目7番の21地先から 同区同 同番の211地先まで
新山下 第12号線	中区新山下三丁目7番の118地先から 同区同 同番の89地先まで
新山下 第34号線	中区本牧十二天1番の1地先から 同区本牧ふ頭1番の1地先まで
新山下 第35号線	中区新山下三丁目7番の165地先から 同区同 同番の198地先まで
新山下 第36号線	中区新山下三丁目8番の10地先から 同区同 7番の49地先まで
新山下 第37号線	中区新山下三丁目7番の95地先から 同区本牧ふ頭6番の1地先まで
新山下 第38号線	中区新山下三丁目7番の32地先から 同区本牧ふ頭6番の1地先まで
新山下 第39号線	中区本牧ふ頭5番の362地先から 同区同 同番の6地先まで
新山下 第40号線	中区本牧ふ頭5番の1地先から 同区新山下三丁目7番の130地先まで
新山下 第41号線	中区本牧ふ頭8番の55地先から 同区同 6番の159地先まで
本牧 第272号線	中区錦町15番の1地先から 同区豊浦町9番の1地先まで
豊浦町 第46号線	中区本牧元町58番の39地先から 同区同 町同番の37地先まで

豊浦町 第47号線	中区本牧元町58番の39地先から 同区かもめ町34番の1地先まで
豊浦町 第49号線	中区かもめ町6番の7地先から 同区同町61番の1地先まで
豊浦町 第51号線	中区かもめ町69番の1地先から 同区同町70番の4地先まで
豊浦町 第52号線	中区かもめ町34番の1地先から 同区錦町5番の4地先まで
磯子 第301号線	磯子区磯子二丁目1,694番の2地先から 同区新磯子町30番の8地先まで
磯子 第341号線	磯子区新磯子町8番地先から 同区同町25番地先まで
磯子 第342号線	磯子区新磯子町10番の1地先から 同区同町6番の6地先まで
磯子 第368号線	磯子区新磯子町11番の4地先から 同区同町8番地先まで
磯子 第371号線	磯子区新磯子町19番の4地先から 同区同町37番の2地先まで
新杉田 第117号線	磯子区杉田五丁目2,213番の4地先から 同区同町2,215番の3地先まで
鳥浜 第1号線	金沢区鳥浜町11番の7地先から 同区同町同番の2地先まで
鳥浜 第4号線	金沢区鳥浜町4番の8地先から 同区同町6番の1地先まで
鳥浜 第7号線	金沢区白帆5番の6地先から 同区同町4番の1地先まで
鳥浜 第9号線	金沢区鳥浜町4番の1地先から 同区同町2番の52地先まで
鳥浜 第16号線	金沢区鳥浜町18番の9地先から 同区同町同番の7地先まで
幸浦 第8号線	金沢区幸浦一丁目15番の1地先から 同区同町12番の1地先まで

2 指定する期日  
令和元年7月31日

公 告

横 浜 市 公 告 第 189 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 7 月 2 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ア ス リ ー ド	杉 野 瞳	中 区 宮 川 町 3 丁 目 89 番 地 の 3	こ の 法 人 は 、 若 者 た ち が “ 働 く と は 何 か ” を 考 え “ 自 分 ら し い 生 き 方 ” に 目 覚 め る き っ か け を 提 供 す る た め に 、 教 育 現 場 と 地 域 社 会 を 融 合 さ せ た “ 地 域 に 開 か れ た キ ャ リ ア 教 育 ” を 展 開 し 、 様 々 な 分 野 の 組 織 ・ 人 々 と 連 携 ・ 協 働 し な が ら 、 多 種 多 様 な 業 種 ・ 職 種 ・ 働 き 方 ・ 生 き 方 を 肌 で 感 じ る こ と の で き る 体 験 ・ 情 報 ・ 交 流 を 提 供 し 続 け る こ と で 、

				次世代を育成する循環型の地域社会の創造に寄与することを目的とする。
令和元年 7月4日	特定非営利 活動法人礼 和・舵塾	梶原和義	緑区東本郷 六丁目22番 1-418号	この法人は、あらゆる悩みを抱えている青少年に対して、絶望が希望に変わる時を実感して生きる力を体感する貴重な時間を相互で共有する為のカウンセリングに関する事業を行い、若い命を救うことを第一に青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

横浜市公告第190号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年7月2日	特定非営利活動法人こころの電話金沢	若 栗 恭 子	金沢区洲崎町2番6号	この法人は、主として金沢区内で精神的助けや励ましを求めている人々に対して、電話という手段で心の思いや悩みをじっくり聴く電話相談と安否確認のための電話訪問、並びに対面相談による居宅訪問等を行うことによつて、誰でもが、安心して暮らせるよう、地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
令和元年7月3日	特定非営利活動法人ろばと野草の会	瀬 戸 英 治	中区松影町3丁目11番地の2	この法人は、子どもからお年寄りまでの「心の健康」

			<p>について考え、誰もが住みやすい地域づくりをめざし、また、精神障がい者の自立を支援すると共に、地域精神保健福祉に関する普及啓発活動や精神障がい者の社会参加を促進する事業を行い、精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>令和元年 7月5日</p>	<p>特定非営利 活動法人も もい</p>	<p>吉 野 健 一</p>	<p>戸塚区前田 町 234 番地 の 1</p> <p>この法人は、高齢者、障害者、及び地域の人達に対して、共に協働できる場を提供し、高齢者や障害者の自立支援及び子育て支援に関する事業を行い、地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>



## 横 浜 市 公 告 第 191 号

## 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 ( 昭 和 55 年 法 律 第 65 号 ) 第 18 条 第 1 項 の  
規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集  
積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 政 推 進 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

## 2 縦 覧 期 間

令 和 元 年 7 月 25 日 か ら 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利  
用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

## 3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横浜市公告第 192 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月25日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止 の区域及び面 積	一時利用 停止の態 様	一時利用停止 期間
今宿公園	旭区今宿町 2,706 番の 5	別図のとおり 2,876 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和元年7月 27日から令和 元年11月15日 まで

別図（省略）

## 横 浜 市 公 告 第 193 号

## 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 変 更 案 の 縦 覧

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 変 更 案 を 作 成 し た の で 、 都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る

。 この 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称

## (1) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路

3 ・ 3 ・ 11 号 環 状 3 号 線

## (2) 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路

3 ・ 3 ・ 27 号 国 道 1 号 線

## 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域

## (1) 追 加 す る 部 分

な し

## (2) 削 除 す る 部 分

な し

## (3) 変 更 す る 部 分

戸 塚 区 汲 沢 町 地 内

## 3 縦 覧 期 間

令 和 元 年 7 月 25 日 か ら 令 和 元 年 8 月 8 日 ま で

## 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先

中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1

横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課

## 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間

令 和 元 年 7 月 25 日 か ら 令 和 元 年 8 月 8 日 ま で

## 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 戸 塚 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

## 横 浜 市 公 告 第 194 号

マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所

マ ン シ ョ ン の 建 替 え 等 の 円 滑 化 に 関 す る 法 律 ( 平 成 14 年 法 律 第 78 号 ) 第 25 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 パ ー ク シ テ ィ L a L a 横 浜 マ ン シ ョ ン 建 替 組 合 の 理 事 長 の 氏 名 及 び 住 所 を 公 告 す る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 理 事 長 の 氏 名  
工 藤 裕 史
- 2 理 事 長 の 住 所  
青 葉 区 荏 田 北 一 丁 目 3 番 地 の 4

## 横 浜 市 公 告 第 195 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 協 議 成 立 年 月 日 及 び 協 議 成 立 番 号  
平 成 30 年 1 月 29 日 第 29 開 403 号
- 2 協 議 申 出 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 日 本 大 通 33 番 地  
神 奈 川 県 住 宅 供 給 公 社  
理 事 長 猪 股 篤 雄
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
中 区 竹 之 丸 88 番 の 1 及 び 88 番 の 5 の 各 一 部 並 び に 88 番 の 15 か ら  
88 番 の 17 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 196 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 4 月 24 日 第 29 開 1216 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 北 幸 二 丁 目 7 番 10 号  
株 式 会 社 テ ィ ー ア ー ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン  
代 表 取 締 役 溝 入 貞 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 北 八 朔 町 1,624 番 の 1 、 1,624 番 の 26 から 1,624 番 の 28 ま  
で 、 1,624 番 の 29 の 一 部 及 び 1,624 番 の 30 から 1,624 番 の 44 ま

## 横 浜 市 公 告 第 197 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 6 月 20 日 第 30 開 204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 沢 渡 4 番 地 の 2  
社 会 福 祉 法 人 神 奈 川 県 社 会 福 祉 協 議 会  
会 長 篠 原 正 治
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 桐 畑 14 番 の 4 、 14 番 の 8 及 び 14 番 の 9 並 び に 反 町 3 丁  
目 17 番 の 1 及 び 17 番 の 2

## 横 浜 市 公 告 第 198 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 30 年 11 月 30 日 第 30 開 1120 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 下 末 吉 一 丁 目 1 番 24 号  
和 興 開 発 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 千 葉 富 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 篠 原 町 1,555 番 の 19、 1,558 番 の 2 の 一 部、 1,558 番 の  
41、 1,558 番 の 42、 1,558 番 の 43 の 一 部、 1,558 番 の 47 の 一 部 及  
び 1,558 番 の 50 か ら 1,558 番 の 52 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 199 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 3 月 12 日 第 30 開 1410 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
西 区 楠 町 9 番 地 の 7  
株 式 会 社 サ ン ラ イ ズ エ ス テ ー ト  
代 表 取 締 役 村 上 栄 二
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 東 野 72 番 の 1 、 72 番 の 6 から 72 番 の 9 ま で 及 び 76 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 200 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 8 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 7 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
13.44 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 さ ち が 丘 160 番 の 10 及 び 160 番 の 11
- 6 申 請 者 の 氏 名  
ツクミエステート株式会社  
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏

横 浜 市 公 告 第 201 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 10 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 7 月 11 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
20.49 m
- 5 指 定 の 場 所  
金 沢 区 六 浦 南 四 丁 目 1,950 番 の 73
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ハ ウ ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン  
代 表 取 締 役 柿 内 一 浩

## 横 浜 市 公 告 第 202 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 7 月 9 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
15.72 m
- 4 廃 止 の 場 所  
港 南 区 笹 下 二 丁 目 4,018 番 の 14 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
山 本 久 一

区告示

神奈川区告示第10号（令和元年7月9日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、松本町3丁目自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月9日

横浜市神奈川区長 高田

靖

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	野崎良和 神奈川区松本町3丁目 24番地の5	小松規久夫 神奈川区松本町3丁目 25番地の7

南区告示第5号（令和元年7月9日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、みつが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月9日

横浜市南区長 松山弘子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	脇川憲一郎 南区大岡一丁目32番 14号	多田えみ子 南区大岡一丁目46番 21号

戸塚区告示第6号（令和元年7月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、舞岡第一町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月17日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	福 田 俊 光 戸塚区舞岡町 336 番 地	山 田 雅 大 戸塚区舞岡町 122 番 地の 33

戸塚区告示第7号（令和元年7月17日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、汲沢さつき町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年7月17日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	秋 澤 孝 司 戸塚区汲沢町 539 番 地の 17	山 下 聡 戸塚区汲沢町 505 番 地の 5



## 教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月25日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第5号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表今宿中学校の部左欄中「36番24号まで」を「36番23号まで、36番24号（36番24－2号を除く。）」に改め、同表旭北中学校の部上白根小学校の項中「36番24－2号」の次に「、36番25号」を加え、同部白根小学校の項中「36番24号まで」を「36番23号まで、36番24号（36番24－2号を除く。）」に改め、同表南戸塚中学校の部下郷小学校の項中「2,032番地の1」の次に「、2,032番地の11から2,032番地の15まで」を、「2,078番地の35まで」の次に「、2,079番地の4」を加え、同部南戸塚小学校の項中「2,029番地」の次に「、2,032番地の5」を加え、同表本郷中学校の部左欄中「、1,134番地から終りまで」を削り、同部本郷小学校の項中「1,109番地の7まで、1,109番地の9から」を削り、「1,109番地の13まで」の次に「、1,109番地の39」を加え、同表桂台中学校の部左欄中「1,109番地の7まで、1,109番地の9から」を削り、「1,109番地の13まで」の次に「、1,109番地の39」を加え、同部桂台小学校の項中「1,079番地の19まで」の次に「、1,079番地の50、1,079番地の51」を加え、「1,113番地の81」を「1,113番地の77」に改め、同表中和田中学校の部左欄及び中和田小学校の項中「16番から17番11号まで」を「16番、17番」に改め、同表南瀬谷中学校の部南瀬谷小学校の項中「29番地の12」の次に「、29番地の32」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市 選 挙 管 理 委 員 会

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 5 号

直 接 請 求 に 必 要 な 選 挙 権 を 有 す る 者 の 数

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項  
、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 、  
地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 31 年 法 律 第 162 号  
) 第 8 条 第 1 項 並 び に 市 町 村 の 合 併 の 特 例 に 関 す る 法 律 ( 平 成 16 年  
法 律 第 59 号 ) 第 4 条 第 1 項 、 同 条 第 11 項 、 第 5 条 第 1 項 及 び 同 条 第  
15 項 の 規 定 に よ る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 50 分 の 1 の 数 、 6 分 の 1 の 数  
、 3 分 の 1 の 数 及 び 総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た  
数 と 40 万 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た  
数 と を 合 算 し て 得 た 数 は 、 次 の と お り で あ る 。

令 和 元 年 7 月 25 日

横 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 大 瀧 正 雄

50 分 の 1 の 数	62,446 人
6 分 の 1 の 数	520,380 人
3 分 の 1 の 数	1,040,759 人
選 挙 区 ご と の 3 分 の 1 の 数	
鶴 見 区	79,694 人
神 奈 川 区	66,923 人
西 区	28,302 人
中 区	39,440 人
南 区	55,637 人
港 南 区	61,207 人
保 土 ヶ 谷 区	57,495 人
旭 区	70,024 人
磯 子 区	46,884 人
金 沢 区	56,436 人
港 北 区	96,979 人
緑 区	49,818 人
青 葉 区	85,586 人
都 筑 区	56,611 人
戸 塚 区	77,851 人
栄 区	34,309 人
泉 区	42,978 人
瀬 谷 区	34,590 人

総 数 の 80 万 を 超 え る 数 に 8 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 6 分 の

1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
490,285 人

---

## 正誤

---

令和元年号外第4、4ページの表(6)の項(i)の欄中「(あ)欄」は「(あ)の欄」の誤り。